

2023年度春学期授業科目の定期試験について

1. 定期試験について

(1) 試験方法

対面形式での定期試験により実施。(交通論については、別途通知)

※ その他の方法(レポート・課題等)により評価する科目もあります。

※ 各科目の試験方法については、7月10日公表予定の「定期試験時間割」で確認してください。

(2) 学年暦上の試験日程

・定期試験実施日 7月31日(月)～8月10日(木)

・定期試験が実施できない事態が発生した場合の予備日 8月11日(金・祝)

(3) 試験時間

・試験時間は60分間。時限毎の実施時間は以下の通り。

試験を実施する「曜日・時限」は、原則授業を実施している「曜日・時限」と同じ。

※一部、実施曜日や時間を変更している科目があるので、各自で確認すること。

【1時限】 9:00～10:00	【2時限】 10:40～11:40	【昼休憩】 11:40～13:10
【3時限】 13:10～14:10	【4時限】 14:50～15:50	【5時限】 16:30～17:30

2. 定期試験時間割について

各科目の試験教室や持込許可等を記載した「定期試験時間割」を7月10日(月)に公表予定です。

3. 定期試験受験における注意事項について

別紙「2023年度春学期定期試験受験上の諸注意」を必ず確認してください。

4. 追試験について

(1) 追試験日

8月21日(月)、8月22日(火)、8月23日(水)に実施します。

(2) 追試験の方法

対面形式での追試験、遠隔形式での追試験、レポート課題等により実施します。

(3) 該当理由

次の各号のいずれかに該当し、所定の手続きを行った者で真にやむを得ない事由があると認められたもの。本人の不注意によるものについては、これを認めない。

- ① 天災その他の非常災害に遭遇したこと。
- ② 公共交通機関の突発事故及び遅延により試験の開始に間に合わないこと。
- ③ 負傷し、又は病気になったこと。
- ④ 3親等以内の親族が死亡したこと。

- ⑤ 就職試験を受験すること。
 ⑥ 前各号に掲げるもののほか、学長が特に認める事由があること。

(4) 手続き方法

以下のとおり。

該当理由	連絡方法	諸手続き	証明書類(*)	連絡先
① 天災その他の非常災害	<p>当該科目の試験時間終了までに、教務課に電話連絡すること（代理連絡も含む）。 ※事後連絡は認めない。</p>	<p>当該試験終了後 7 日以内に、「追試験願」、受験できないことを証明する書類(*)の 2 点を教務課に提出すること。</p>	特になし	教務課 (083-252-0289)
② 公共交通機関の事故・遅延			遅延証明書など	
③ 負傷又は病気			診断書など	
④ 3 親等以内の親族の死亡			死亡通知書 会葬御礼など	
⑤ 就職試験の受験	事前にキャリアセンターに相談し、追試験願の許可を得ること。	当該科目の試験時間終了までに、「追試験願」を教務課に提出すること。 ※事後提出は認めない。	・就職試験の日程が証明できるもの ・移動が証明できるもの (JR 切符など)	キャリアセンター (083-252-0313)
⑥ 学長が特に認める事由	事前に教務課に相談し、定期試験開始日の 7 日前までに追試験願及び理由の分かる書類を提出すること。			教務課

※ 本人が事故や急病等で直接連絡できない、やむを得ない理由があると認められる場合は、事情を証明できる書類の提出により事後連絡を認めることができます。連絡できるようになり次第速やかに教務課に相談してください。

【お問い合わせ先】

〒751-8510 下関市大学町二丁目 1 番 1 号
 下関市立大学 学務部教務課
 TEL. 083-252-0289 / FAX. 083-252-8099
 E-mail. kyomu@shimonoseki-cu.ac.jp